

## よくある質問・回答集

		質 問 ・ 意 見	回 答
1	明るさ・色	LED灯に変更する際、防犯灯の明るさ（照度）を変えることはできますか。	LED灯の明るさは。現在、自治町内会等が東京電力と契約している公衆街路灯Aの契約区分に基づき決められます。
2		LED灯の設置位置の高さの調整など、個別の対応はできますか。	灯具の位置がLED灯へ変更した際に適さない場合や、隣接する住宅等へ支障がでる場合は個別に調整します。
3		LED灯は何色になりますか。	白色系を予定しています。
4	灯具以外の管理	蓄電池やソーラーパネル付きの防犯灯はどうなりますか。	この事業は防犯灯の灯具のみを対象に実施するものです。したがって、蓄電池やソーラーパネル等はこれまでどおり自治町内会等で維持管理を行っていただきます。また、灯具と蓄電池等を切り離して管理することが可能であれば、灯具だけを移管することができます。
5		専用柱（ポール）の管理はどのようになりますか。	専用柱の補修や取り換えなどの維持管理は、現行の補助制度を活用して、これまでどおり自治町内会等で行っていただきます。
6	新設	新たな防犯灯の設置はどのようにすればよいですか。	防犯灯の新設については、現行の補助制度を活用して、これまでどおり自治町内会等でおこなっていただきます。なお、新設した防犯灯が市の規格を満たすLED灯であれば、その後の維持管理を市に移管することができます。
7	契約	防犯灯の移管に際し、自治町内会等で負担した費用について金銭的な補償はありますか。	移管にあたり、金銭的な補償はありません。
8		移管後、防犯灯を維持管理する市の委託事業者が倒産するなどし、維持管理ができなくなった場合はどうなりますか。	委託事業者の選定にあたっては、その会社の財務力を含め、安定的な経営ができるかを見極めて選定します。仮に委託事業者が倒産する事態となっても、市の責任において適正な維持管理を継続します。

## よくある質問・回答集

		質 問 ・ 意 見	回 答
9	契約	E S C O事業終了後、防犯灯の管理は自治会へ戻ってくるのでしょうか。	10年後の事業終了後も、市が継続して維持管理を行います。
10	私有地	私有地に設置されている防犯灯については、地権者の同意をどのように行う予定ですか。	防犯灯が設置された際に、地権者に同意を得られているものと考えており、新たな承諾は必要ないと考えます。ただし、防犯灯の維持管理が市に移管されることの周知については、自治町内会等に協力をお願いしたいと思います。
11	工事	工事は、地元の電気事業者が行うのですか。	E S C O事業者が決定しますが、市内業者を優先的に活用するよう募集要領で指示します。
12		工事が行われるのはいつですか。	平成27年度の秋頃から工事に入る予定で、3～4か月間の計画を立てて行います。
13		この事業について、現在、自治町内会等で防犯灯の修理対応や設置を依頼している地元電気店への対応は、どうすればよいですか。	市内の電気事業者に、別途、E S C O事業について周知を図ります。
14	集合住宅	マンションの敷地内に設置されている防犯灯は、事業の対象になりますか。	マンションの共用部と同じ電気契約になっている敷地内の防犯灯を、公衆街路灯A（定額電灯）契約に変更していただいた上、技術的な問題や照明灯具の意匠を問題としないのであれば対象とします。
15		マンションに高圧電力を引き込み、そこから防犯灯に配線しています。それを公衆街路灯A契約に分岐できますか。	市では技術的な判断ができませんので、管理会社や、東京電力などに確認してください。
16	メンテナンス	故障した場合、修理する期間はどのくらいでしょうか。	原則、故障発見から3日以内に復旧できるようにしたいと思います。
17		工事前に修理が必要になった場合は、どうなるのですか。	着工前の修理は、町内会で対応していただきます。